

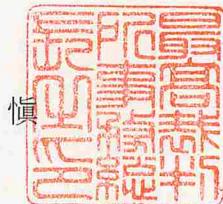
最高裁秘書第2575号

令和2年10月29日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村



### 苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、東京地方裁判所がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

#### 1 苦情の申出の内容

##### (1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

平成30年11月以降、東京地裁事務局が司法行政目的で取得したカルロス・ゴーンの刑事事件に関する文書（例えば、平成30年12月21日に公表した、東京地検の準抗告を退けた理由の要旨が書いてある文書）

##### (2) 苦情の申出がされた日

令和元年5月23日付け（同月27日受付）

#### 2 答申番号

令和2年度（情）答申第12号

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）